

## 「徳島県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定について

### 1 趣旨

本年9月に改定された国の行動計画の改定内容に準拠しつつ、本県における新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、県行動計画を改定。

### 2 主な改定内容

#### (1) 「国の行動計画の改定」に準拠した改定

- ① 地域での発生状況を踏まえ、柔軟に対応するため、発生段階区分を明示
- ② 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定
- ③ 病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化

#### (2) 県独自の取り組み

平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策等の経験を踏まえ、各部局が実際に行った取り組みを反映

### 3 具体的な改定内容

- (1) 地域の実情に応じたより柔軟できめ細やかな対応が可能となるよう発生段階の区分を改定

〈改定前〉			〈改訂後〉		
O	前段階	未発生期	国内未発生	未発生期	未発生期
		海外発生期		海外発生期	海外発生期
I	第一段階	国内発生早期	国内発生	国内発生早期	県内未発生期
		県内発生早期		県内発生早期	県内発生早期
II	第二段階	県内感染拡大期	国内発生	国内感染期	県内未発生期
		県内まん延期		県内発生早期	県内発生早期
		県内回復期		県内感染期	県内感染期
III	第三段階	県内小康期	国内発生	小康期	県内小康期
IV	第四段階	県内小康期		小康期	県内小康期

#### (2) 対策の強化

- 従前の「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に名称変更し、設置時期を「国内発生早期」から「海外発生期」に前倒し。
- 医療機関に対し、新型インフルエンザの患者等と判断された場合には直ちに保健所へ連絡するよう規定。
- 患者・入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化。 など